

基本目標.3 自然とともに、心地よく暮らせるまちづくり

3-1 循環型社会・再生可能エネルギーの推進

担当課 健康福祉課、商工観光・自然環境課



1. 現状

【循環型社会】

- 公共施設については、「九重町地球温暖化対策実行計画」に基づき、省エネ対策に取り組み、温暖化対策に努めています。
- 近年では、環境に与える影響の一つとしてレジ袋等のプラスチック製品が問題となっており、本町では、マイバックの作製、配布を行いました。
- ごみの問題については、人権・健康・環境力レンダーや広報、出前講座^{※26}等で分別徹底を啓発するほか、減量(Reduce)・再生利用(Reuse)・再使用(Recycle)の3Rを推進しています。また、これに加えて、最近では、不要なものの(レジ袋等)を断る(Refuse)を加えた4Rも全国的に広まっています。また、近年では、焼却後の灰をコンクリートに再利用する等の取組も行っています。

【自然エネルギー】

- 自然エネルギーは、世界的な環境意識の高まりから注目が集まっています。本町では、地熱エネルギー、松木ダムの小水力発電、太陽光発電を含めた自然エネルギーの自給率が高く、電力自給率ランキング(永続地帯2019年度版報告書)では、電力自給率2,134%と日本一の自給率を誇っています。
- 最近では、地熱を利用した水素製造実験について一部実証運転を開始する等、全国的なクリーンエネルギー需要もある中で、本町において多くの事業者による開発が行われています。

2. 課題

【循環型社会】

- マイクロプラスチック^{※27}削減のために、プラスチック製品の使用削減やごみとなった際の適正処理が求められます。
- 町が配布したマイバックをはじめとして、その利用促進を図る必要があります。
- プラスチックごみの分別収集の導入について検討を進めるとともに、時代の要請に応じた収集・処理体制づくりが求められます。
- 3R(4R)の中でも、特にごみの減量への取組を強化する必要があります。

【自然エネルギー】

- 自然環境とのバランスを保つため、自然エネルギー開発については、乱開発を防ぐとともに、地元住民の理解を得る必要があります。
- 二酸化炭素排出量削減のため、新たなクリーンエネルギーの活用推進が求められます。

※26 出前講座とは、各事業を担当している行政職員等が、地域に出向いて、役所の仕事やまちづくり等の話をしたり、体験学習を行う講座のこと。

※27 マイクロプラスチックとは、直径5mm以下のプラスチック粒子、またはプラスチック断片のこと。

3. 基本方針

- 気候変動への具体的対策を住民一人ひとりが考え、行動できるまちをめざし、環境に対する意識啓発に努めます。
- 地熱やバイオマス等の再生可能エネルギー及び新たなクリーンエネルギーの推進や有効活用について検討するとともに、各家庭や事業所、公共施設等での省エネルギー化を推進します。
- ごみの減量やリサイクルの促進、不法投棄の防止、さらには、プラスチックの分別収集等に新たに取り組みます。

4. 目標達成のための施策

①地球温暖化防止への取組	○脱炭素社会の実現に向けた取組として、再生可能エネルギーの活用をベースとした温室効果ガス排出量の削減努力を行うとともに、森林の整備や保全を行い、二酸化炭素の吸収源を確保します。
②ごみの減量化及び資源化の推進	○ごみの減量や分別をさらに推進するため、3R(Reduce=減らす、Reuse=繰り返し使う、Recycle=再資源化する)や、もう一つのR(Refuse=不要なものを断る)を加えた4Rの意識啓発を行います。 ○プラスチックの分別収集等、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」も踏まえ、新たな取組を検討します。
③環境美化の推進	○不法投棄の防止に関する普及啓発に努めるとともに、住民が主体となった美化活動をさらに推進し、ごみのポイ捨て等のない美しい環境の維持に努めます。
④再生可能エネルギー活用の推進	○地熱エネルギー・バイオマス等の再生可能エネルギーの活用推進を図ります。 ○豊かな自然環境と良好な生活環境を守り育てるという視点に立ち、住民、事業者と連携を図ります。

5. 目標指標

指 標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
温室効果ガス実質排出量(年間)	千t-co2	92(H30)	82
生活系可燃ごみ搬入量(年間)	t	1,444	1,280
不法投棄発生件数(年間)	件	6	0

みんなで築くまちづくり

- 節電等身近なところから、地球温暖化防止に取り組みましょう。
- ごみの分別収集やリサイクルに努めましょう。
- 身近にごみの分別やごみ出しに困っている高齢者等がいたら手助けしましょう。
- 再生可能エネルギーに関心を持ち、生活の中でも可能な範囲で活用しましょう。

3-2 環境保全の推進

担当課 健康福祉課、建設課、商工観光・自然環境課



1. 現状

【自然環境保全】

- 地球温暖化対策として、二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることをめざし、二酸化炭素の吸収源確保のため、積極的な造林(森林の整備・更新)に取り組むとともに、国立公園内で各種団体とクリーン作戦を実施し、自然保護・保全に努めています。また、外来種の駆除活動を通じて、生物多様性^{※28}の確保に努めています。
- 平成29年度に策定した「生物多様性ここのえ戦略」により、草原・湿地の保全、森林化を防ぐため、「野焼き」を推進しています。また、令和2年度には、環境教育に資するため、九重の自然、生き物、景観、生活の営み等を分かりやすく紹介した絵本「ココノエのこえ」を作りました。
- 令和3年には、美しい自然や貴重な生態系を次世代に引き継ぐため、大分県、セブンイレブン記念財団及び飯田高原野焼実行委員会と協定を結び、豊かな自然環境の保全に努めています。

【生活排水処理】

- 合併処理浄化槽の設置補助については、県全体の取組として上乗せ補助を導入する等推進をしていますが、汚水処理普及率は63.1%(令和2年度末)と、第4次総合計画に掲げた目標60%は達成したものの、県内平均の79.1%を下回っています。

【土地利用】

- 土地は、現在及び将来の住民にとって限られた貴重な資源であり、生活や生産等の諸活動に欠くことのできない共通の基盤です。そのため、かけがえのない自然や文化を守りながら、安全・安心で快適な生活環境の確保と活力ある地域産業の育成をめざし、森林法、農地法、農業振興地域整備計画等に基づき、総合的かつ計画的な土地利用を進めています。
- 令和2年度土地に関する概要調書によれば、本町の土地利用状況は、田12.47km²、畠4.17km²、山林155.96km²、宅地3.1km²、原野19.54km²、その他76.13km²となっています。土地利用規制は、農業振興地域62.4km²(うち農用地区域22.3km²)等が指定されています。本町は、多くの面積を有する国立公園、国定公園があることから、公園内の土地利用については、国や県により規制されています。なお、乱開発を防ぐため、2,000m²以上の開発行為については、町への届出を求めていました。また、平成30年度には、景観計画策定に向け、景観団体に登録を行いました。
- 国土調査については、令和2年度で飯田地区の現地調査が終了(町全体の62%)し、令和3年度より南山田地区の現地調査を開始しています。

※28 生物多様性とは、多種多様な生きものがつながり合い、生きものとの相互関係によって環境がつくり出されている状態。人の手でつくることのできないかけがえのないもの。

2. 課題

【自然環境保全】

- 環境問題を身近な問題としてとらえ、自然環境保全に関する施策の推進につなげることが重要です。
- 将来にわたり、自然環境を保全するため就学前教育、学校教育において環境教育の推進を図ることが重要です。
- 「野焼き」の推進を継続し、草原・湿地の保全を図るためにには、担い手不足、高齢化の対策が急がれます。

【生活排水処理】

- 筑後川上流域として、水環境の改善を図るために、合併処理浄化槽のさらなる普及が課題です。

【土地利用】

- 本町の景観の良さを維持するため、景観計画の策定にあたっては、自然公園法とのすみ分けや町内の景観の考え方の整理、また、関連する条例、規則、規程類の見直しが課題です。
- 土地利用については、住民のコンセンサスを得ながら行う必要があります。
- 国土調査事業については、令和3年度より南山田地区の現地調査を開始していますが、所有者の高齢化、農地・森林の荒廃化等により境界確認が課題です。

3. 基本方針

- 生物多様性の概念に基づき、先達から受け継いだ自然を維持・再生するために、関係機関との連携により、「野焼き」の実施や生物多様性について学ぶ機会を創出します。
- 筑後川上流域に位置している責務として、水環境の保全に努めます。
- 土地利用については、町内をおおまかに居住地域、農業地域、森林地域、自然環境保全地域等に分類し、総合的かつ計画的なまちづくりを推進します。

4. 目標達成のための施策

①生物多様性の推進	○豊かな自然環境を守り、育み、次世代に継承していくため、「野焼き」への支援の継続等、生物多様性の保全に向けた啓発等、自然環境を守る取組を推進します。
②景観保全と 景観計画の策定	○自然公園法とのすみ分けや町内の景観の考え方を整理し、景観計画を策定します。 ○関連する条例、規則、規程類の見直しを行います。
③総合的な水環境保全	○森林等の水源周辺の環境保全を図るとともに、合併処理浄化槽の設置を推進します。また、水環境保全のための学習を推進します。
④適切な土地利用	○土地利用の規制・誘導を図りながら、景観や環境保全、地域農業に及ぼす影響に十分配慮し、計画的なまちづくりを推進します。 ○土地利用の促進を図るため、引き続き地籍調査 ^{※29} 事業を実施します。

※29 地籍調査とは、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地について実態を明らかにするため、所在・地番・地目及び登記簿に記載された所有者の表示事項に関する確認と境界の測量及び面積の測定を行い、調査の結果に基づき地図(地籍図)及び簿冊(地籍簿)を作成するもの。

5. 目標指標

指 標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
野焼き実施団体数(年間)	団体	5	5
景観計画の策定	—	—	策定(R7)
合併処理浄化槽普及率(累積)	%	63.1	78.0

みんなで築くまちづくり

- 次世代に恵まれた自然環境を引き継ぐ責任を持ちましょう。
- 家庭でできる地球温暖化対策に取り組みましょう。
- 筑後川上流域であることを認識し、下流域へきれいな水を流しましょう。
- 自然景観を守るため、秩序ある土地利用に努めましょう。



3-3 住環境の整備

担当課 建設課、企画調整課、危機管理情報推進課



1. 現状

【住宅・住環境】

- 住宅確保要配慮者(低額所得者・高齢者・障がい者・子育て世帯等)の多様化や増加が見込まれる中、それぞれのニーズに対応した住宅が不足しています。町営住宅については、多様化に対応する住宅の整備も進んでいますが、住宅規模が狭小なものや老朽化が著しく、対応できない住宅も多く存在します。
- 増加傾向にある空き家のうち、適正に管理されず老朽化し、倒壊の恐れがある空き家については、周辺環境の悪化や火災等2次災害の恐れがあることから、所有者等へ対策をお願いしています。
- 定住促進を目的とした空き家住宅の利活用においては、国・県や町の補助制度を活用し、UIJターン^{※30}等の移住や町外転出を防ぐ取組として、空き家の把握、登録、情報発信に努めています。また、民間賃貸住宅を活用した家賃助成制度に取り組み、定住促進を図っています。

【上水道】

- 水質検査や機器の検査・点検を定期に実施し、水道水の安定供給に努めていますが、近年では、異常気象等の影響による災害発生に伴い、町水道の断水や地区水道において水源の水量減少等が発生しています。
- 町水道については、簡易水道3事業を統合し、九重町統合簡易水道を整備して管理運営していますが、老朽化した施設が多数存在することから、計画的に施設更新していくため財産管理台帳の整理を進めています。

2. 課題

【住宅・住環境】

- 公営住宅は老朽化も進み、敷地が狭小なことから多様化等に対応した既存住宅の有効的な改修が課題です。また、所得による入居制限等により、需給バランスを保つことが必要です。
- 老朽化した危険家屋の把握と所有者等へ必要な対策を講じるよう指導を行うことが必要です。
- 空き家の利活用を図るための空き家登録数が伸びていないことから、登録から利活用への周知や移住者受け入れ等意識の醸成を図っていくことが求められています。
- UIJターン等移住を促進するため、各種助成制度の紹介や就農等のニーズに対して、効果的に充実した情報の提供が求められています。

【上水道】

- 全体的に施設を監視できるシステムの構築や老朽化した施設の更新及び耐震化が求められます。
- 町水道給水区域外の地区水道での安定した飲用水の確保が重要です。

※30 おUIJターンとは、次の3つを統合した概念のこと。

・Uターンは、生まれ育った故郷以外の地域に就職や移住した後に、再び自分の生まれ育った故郷に戻ること
・Iターンは、生まれ育った故郷以外の地域に就職・移住すること
・Jターンは、生まれ育った故郷以外の地域に就職や移住した後に、生まれ故郷近くの都市に戻ること

3. 基本方針

- 住環境や社会基盤の充実を図り、住民にとって快適で暮らし続けられる環境を構築します。特に、近年の入居者ニーズの多様化に対応した町営住宅の改修等を行うとともに、長寿命化によるライフサイクルコスト^{※31}の縮減を図ります。
- 飲用水については、水質検査や施設の点検を実施し、安定供給を図ります。また、水道施設を計画的・効率的に更新し、維持管理に努めるとともに、地区水道については、施設整備を図り、安全かつ良質な飲用水を確保します。
- 増加する空き家については、空き家・土地バンク制度により移住者住宅として活用を図ります。
- 移住希望者への相談支援や情報発信に努めるとともに、受け入れの意識の醸成を図るため移住者や地域との交流を促進します。
- 特定空き家^{※32}については、国・県との連携のもとで、把握や指導等の適切な対応を図ります。

4. 目標達成のための施策

①安全・安心な住環境づくり	○町営住宅の築年数に対応した適切な維持管理を計画的に実施し、安全・安心に暮らせる住環境の確保に努めます。
②安全な飲用水の確保	○水資源の確保と水質管理の徹底、水道施設や配水管等の適切な管理を行い、経営基盤の強化を図るとともに、住民や事業所等への広報活動により、節水意識の啓発を行います。 ○地区水道に対しては、水道施設整備補助を活用し施設整備を図ります。
③移住・定住の促進	○U・Jターン等の移住を促進するため、ポータルサイト ^{※33} による情報発信や移住体験住宅の活用に努めるとともに、地域における移住者受け入れの意識の醸成を図ります。 ○空き家の利活用や町有地の分譲等住宅環境整備を図り、定住を促進します。
④特定空き家対策	○適切な管理がされず放置されたままの空き家の実態把握と所有者等へ必要な対策を講じるよう指導を行います。

※31 ライフサイクルコストとは、製品や構造物(建物や橋梁、道路等)がつくられてから、その役割を終えるまでにかかる費用をトータルでとらえたもの。

※32 特定空き家とは、倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態、著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の空き家。

※33 ポータルサイトとは、インターネット上の様々なコンテンツへの入り口となるサイトのこと。



5. 目標指標

指 標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
町営住宅のアプローチバリアフリー化率(累積)	%	54.0	60.0
町水道有収率 ^{※34} (累積)	%	42.0	60.0
空き家住宅利活用件数(年間)	件	13	16
移住体験住宅稼働日数(年間)	日	0	100
宅地造成販売区画数(累積)	区画	—	20
特定空き家発生件数(年間)	件	—	0

みんなで築くまちづくり



- 危険な空き家を増やさないために、住宅の適正な管理を行いましょう。
- 節水意識の向上に努めましょう。
- 移住者等の新しい住民へ、温かい気持ちで接しましょう。

^{※34} 町水道有収率とは、配水量に対する有収水量(水道管を通り蛇口から出て、家庭、事業所、工場等で使われた水の量)の割合を示したもの。

担当課 建設課、危機管理情報推進課



1. 現状

- 国道210号は、交通安全対策として野上地区の歩道整備が進んでいます。国道387号は、富迫～潜石間のバイパス工事が終了し、川底工区の改良工事に着手しています。生活道路網である町道については、改良率が上昇している一方、橋梁については老朽化が進んでいるため、平成29年度に策定した「九重町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき点検・維持・補修を行っています。
- 交通事故件数は、全体として減少傾向にあるものの、国道等の主要道路や観光道路を有する本町においては、交通量が多く、依然として交通事故件数が多い状況です。また、近年では、多発する高齢運転者の事故報道の影響等により、高齢者の免許証返納も増加しています。令和元年度より、自主返納を促す取組として、バス回数券や商品券等の支援を行っています。
- コミュニティバスについては、九重縦断線^{※35}を主要路線として、7路線の運行を行っていますが、最近の観光客の減少や感染症対策による外出自粛等により利用客については減少しています。

2. 課題

- 町の幹線道路である国道210号の一部改良や歩道整備が必要です。国道387号は引治工区が未着手であり、国道210号の接続までのバイパス改良が求められます。
- 県道は、幅員狭小のため通行に支障をきたす区間の改良が求められます。
- 町内の各種道路の危険箇所を調査点検し、利便性の向上や老朽化に対応した整備が課題です。
- 令和2年7月豪雨災害で多くの道路施設が被災しており、早期の復旧が求められます。
- コミュニティバスについては、九重縦断線ではその利用者の多くが観光客であり、利用も一定程度見込めますが、その他の路線では利用客の増加が難しく、路線や運行形態を見直すことも必要です。

3. 基本方針

- 安全で快適な道路ネットワークを構築するため、国道・県道の危険箇所の改良やバイパス道路の早期工事着手を、国・県に要望します。町道については、基幹道路と地域をつなぐアクセス道路の整備を中心に安全・安心な道路整備を推進します。
- 老朽化が進んでいる橋梁やトンネル等の公共土木施設については、定期的な点検と点検結果に基づいた計画的な補修工事による長寿命化を図り、危険区間の解消や安全な歩行空間の確保等、道路の安全性・快適性の向上に努め、交通死亡事故撲滅をめざします。
- 交通・移動手段については、運転免許証を自主返納した高齢者や移動手段を持たない人たちが安心して生活できるよう、鉄道・路線バス等の公共交通に限らず、多様な交通サービスを検討します。

※35 九重縦断線とは、飯田高原登山口・牧ノ戸峠から豊後中村駅を経由し、玖珠町を結ぶ路線のこと。毎日運航。

4. 目標達成のための施策

①道路整備と維持管理	○国や県と連携し、国道や県道の整備を促進させるとともに、周辺地域へのアクセス道路の計画的な整備に努めます。 ○住民生活に密着した生活道路の整備についても、危険箇所の調査点検を計画的に行うとともに、優先順位を付け効率的な整備を推進します。
②交通・移動手段の確保	○町内の多様な交通サービスを一体的なネットワークとしてとらえ、効率的で持続可能な交通体系を構築するとともに、交通弱者が安心して生活できるよう移動手段の維持・確保を行います。

5. 目標指標

指 標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
町道の改良率(累積)	%	86.8	88.0
橋梁補修率(2巡目点検対象)(累積)	%	70(R3)	100
地域公共交通計画の改定	—	—	改定(R4)

みんなで築くまちづくり



- できるだけ環境にやさしい公共交通機関を利用しましょう。
- 身近な交通手段としてコミュニティバスを利用し、地域のふれあいを育みましょう。
- 交通ルールを守り、思いやりと余裕を持った運転を心がけましょう。

担当課 企画調整課



1. 現状

○多様化する情報サービスの提供においては、国レベルでの情報システムの標準化・共通化に加えて、押印省略や電子申請等行政手続のオンライン化(自治体DX^{※36})の環境整備を進めるとともに、住民のマイナンバーカードの取得を推進しています。

2. 課題

○パソコン等多様化する情報端末(スマートフォン・タブレット端末等)に関する情報技術の習得機会の場が求められています。
○行政手続の簡素化等、住民に向け情報サービスの向上を推進するため、マイナンバーカードの普及と利便性等を高め、取得率向上を図ることが重要です。

3. 基本方針

○ICT環境の利活用による住民サービス向上を図るため、マイナンバーカードの普及と利便性を高め、取得率向上を図ります。
○行政手続等のオンライン化を図り、手続の簡素化・効率化等、住民の生活をより快適にする「自治体DX」を推進します。なお、オンライン化による行政サービスが安全に行われるよう情報セキュリティの確保に努めます。
○社会全体のデジタル化が急速に進む中、誰もが、いつでも、どこでも、容易に情報取得や交流ができるよう環境整備を進めるとともに、メディアリテラシーの向上を含めたICT研修会等を開催し、デジタルデバイド^{※37}の解消を図ります。

4. 目標達成のための施策

①情報化の推進	○住民の利便性向上を図るため、窓口や申請手続等の行政サービスをオンライン化するとともに、マイナンバーカードの取得率向上及びICT環境の利活用を推進します。
②デジタルデバイド対策	○誰もが、いつでも、どこでも、容易に情報の取得ができるよう、メディアリテラシーの向上を含めたICT研修会を開催するとともに、広報紙やケーブルテレビを活用した研修・啓発に努めます。
③情報セキュリティの確保	○行政手続のオンライン化に向け、安全な運用が図れるようセキュリティ対策を行うとともに、セキュリティポリシーの見直しや職員への研修を継続的に実施します。

※36 DX(デジタル・トランスフォーメーション)とは、進化したIT技術を浸透させ、人々の生活をより良いものへと変革させるという考え方。

※37 デジタルデバイドとは、デジタル技術を使いこなせる住民とそうでない住民のデジタル格差のこと。

5. 目標指標

指 標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R8)
マイナンバーカードの取得率(累積)	%	20.9	100
行政サービスのオンライン申請可能手続数(累積)	件	2	36
行政サービスのオンライン申請件数(年間)	件	1,143	4,000
ICT研修参加者数(累積)	人	—	2,400

みんなで築くまちづくり



- マイナンバーカードを取得し、その活用方法を学びましょう。
- 住民票の発行等の行政の手續等について、オンライン等を活用しましょう。
- ICT研修会等に参加し、必要な情報の効率的な取得方法について学びましょう。